

第六十四回国会 参議院 社会労働委員会 会議録第三号

(六七)

昭和四十五年十二月十五日(火曜日)

午後一時五十一分開会

委員の異動

十二月十四日

辞任

中沢伊登子君

補欠選任

村尾 重雄君

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君
徳永 正利君
山崎 五郎君
山下 春江君
横山 フク君
大橋 和孝君
小平 芳平君
村尾 重雄君
喜屋武眞榮君

衆議院議員

社会労働委員長 伊東 正義君
代理理事 厚生 大臣

政府委員

厚生大臣 内田 常雄君
厚生大臣官房長 高木 玄君
立公園部長 中村 一成君
厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

厚生省事務局長 加藤 威二君
事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査

(米ぬか油中毒事件に関する件)

○自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十四日、中沢伊登子君が委員を辞任され、その補欠として村尾重雄君が選任されました。

○委員長(佐野芳雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大橋和孝君 貴重な時間をかりまして、カネミ油のその後の問題について、大臣のひとつ所見をお伺いしたいと思うわけであります。

斎藤厚生大臣もまた内田厚生大臣も、このカネミライソイルの問題に對しましては、被害者あるいはまたカネミのライソイルの被害者を守る婦人の会の懇談会、あるいはまたそうした集会に参られまして、被害者の救済措置のいろいろな要請に對して、いままです公害に準じたいという旨のことを回答されておりましたし、また同時に、そうした方向で進むということを大臣はいろいろ言明しておられたわけでありましたが、現在に至りまして、これに準じた措置として一具体的に何か

出てきているのか。非常に時間も経過いたしました。にもかかわらず、まだまだその治療の面も不十分であるし、あるいはまたいろいろな面からいって、そういう被害者たちが非常に困窮な状態あるいはまた苦しい状態におられるのにかかわらず、やはり公害等に準じた処置を積極的に行うというそういう言明をしておきながら、われわれとしては、まだそれを受けておられない、こういうように見えるわけでありましたが、これに對して具体的方策、何をされたのですか。

○国務大臣(内田常雄君) カネミの事件で、あれカネミ倉庫株式会社というのは、自分のところが食用油をつくりながら、その食用油をつくる装置が破れておって塩化ジフェニールとかいう油でない物、また食品衛生法上添加物として認められているようなものでない物をあやまって混入させていると思うんで、そのために非常に多くの方々に、お気の毒な症状を発生させたというところは、これは私が厚生大臣になってからではございませんにいたしまして、まことにけしからぬ行為だと思つと同時に、それらの災害を受けられた患者さん方はまことに、お気の毒な状態にあると心から思うわけでございます。一方においては医療上の問題もございまして、他方においては生活上の問題もあらうかと思ひますが、私が報告を受けておるところによりますと、医療と申しても医療の治療方法が確立されておらないと、どうしてなおしているか、そこところが確立されていらないというやうなこともあると聞いておりますので、何とかいたしまして国のほうも医療研究の方面を奨励をしたり、また必要な助成もいたしまして、これの治療方法を確立させたいということを第一とし、それから次に、これらの病氣におかされた方々の生活上のこともおもんばかりまして、これは、御承知のとおり、正面からそのための生活保障を

するといふ仕組みは現在ないわけでございます。

これは公害による被害者についてもそういう方法はない。これは国会においても、先般のこの国会における公害の連合審査におきまして問題になつているところでございまして、制度上のそういうものはないわけでありまして、制度上のそういうものを少しでも見てあげることがないか、これは生活扶助とかいうようなことはもちろんありますが、しかし生活扶助の対象におちいるようなことは、そこまですでに何らかの方法はないかといふことで、私が、一つの方法として、世帯更生資金の貸し付け制度というものがあつたので、何かその幅を広げられる便宜の方法を講じて、そうしてその更生資金の貸し付け等をもつて可能な範囲においては対処するように研究をしてほしいといふことを厚生当局にも私が要望いたしました。それで十分だといふことではございませんが、世帯更生資金の貸し付けにつきましては、この場合が一部カバールをできますやうなぐあいに、ことしになりましてから大蔵省と相談の結果、改正もされたやうなわけでございます。一方、これは会社側が一体どれだけの責任を感じているかといふことにもなるわけでございますが、刑事訴追の問題にもなつておるとも聞きますし、また民事上の損害賠償請求も行なわれていると聞いておりますので、これらの事件が、私の判断では、これはほかのものから一それこそ無過失責任の問題を論ずるまでもなく、ほかの原因からカネミ油症といふものが起こっているのではなしに、あの熱交換の際における媒体である塩化ジフェニールが油の中に混入したといふことは、これは厚生省の判断においても間違いないわけでありまして、会社といつたしましても十分責任を感じて、できるだけ補償なり救済なりの態度をきめられるべきであると私は正直に考えております。

○委員長(佐野芳雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐野芳雄君) 速記を起こして。

本件に関する調査は後刻行なうことにいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 廃棄物処理法案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますが、本案は衆議院におきまして修正議決されましたので、この際、衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長代理伊東正義君から説明を聴取いたします。衆議院議員伊東正義君。

○衆議院議員(伊東正義君) 私は衆議院の社会労働委員会を代表して、廃棄物処理法案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

その要旨は、まず第一に、廃棄物の処理のみならず、清掃もこの法律の対象であることを明確にするため、題名を廃棄物の処理及び清掃に関する法律とするとともに、第一条のこの法律の目的に生活環境を清潔にすることを加えるものとしたこととであります。

第二に、事業者の製造、加工、販売等にかかる製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならぬこととして、事業者の責務を強化するものとしたこととあります。

第三に、市町村長が一般廃棄物処理業の許可をする場合の要件について、市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合を加えるものとしたこととあります。

以上のほかに所要の条文整理を行なうものとしたこととあります。

以上でございまして、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(佐野芳雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(佐野芳雄君) 先ほどに引き続きまして、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

○大橋和孝君 いま大臣は、これは無過失責任じゃないから会社やるべきだと、やっているじゃないかというお話でありますけれども、そのやられている状態を厚生大臣が見られて、あのようなことでは、やはりその被害を受けた人たちは非常にいま塗炭の苦しみに落ちていまして、こういうようなことであつたが大臣として、そういう守る人の会あたりでいろいろお話しになって、もっと公害なんかと同じように取り組んで、もっと優遇をせよと、非常にあたたかいおことばを賜つたわけでありまして、けれども、いまお話の中にもありましたように、これが何にもされていらないので提訴されておる。一部分は払われたけれども、それはとても常識的に考えまして十分な補償にはなっていないだらうと思う。いまの状態では非常にいろいろな問題がありますが、そういうことも含めまして、やはりもっと前向きな姿勢でやろうというお気持ちができにくいことはいまおっしゃつたとおりでありまして、けれども、何かもう少し具体的にその方法をあらわすべきではないか、こういうふうな思ふわけでありまして、たとえて言うならば、もっと貸し付け金も何とかするとか、あるいはまた、当分の間は政府のほうでこれを補償しながら、あとから工場との責任分担を考えると、いろいろな面があると思うのであります。少なくともその分を、公害で打ち出されていようなものを——この問題は経過がもう長いわけでありまして、何かすべきだと私は思ふのであります。大臣どうでございますか。

○国務大臣(内田常雄君) いまも申し上げましたように、これは私が就任いたしましたから、国のほうももう少し研究費ばかりでなしに、生活面でも何か知恵はないかということで、実は、私自身

が世帯更生資金、あれを何とか運用できないかというところで言い出しまして、これを実は、きょうここにもお見えでございますが、カネミの患者の皆さん方の代表が、ことしの春ぐらゐに私のところへお見えになりました。私は大臣室に入つていただきまして、いろいろな苦衷も聞きまして、検討をすべき約束もいたしまして、その直後にいまの世帯更生資金の貸し付け等につきまして何らかの便宜の方法——あれはなかなか貸し付け方法は厳重になっているようでございます。いろいろの種類のございますが、いまのカネミの油症のためにお困りの方々に無条件で貸し付けられるというものではないようでございますが、それを何か条件をゆるめる等のことをして、貸し付けの方法をゆるめる、こういうことを申しまして、それが全面的でないにいたしました。ある程度貸し付けの道が緩和されたということは一つの方法でございます。

もつとも、その前からこれは私が報告を受けておりますところによりますと、現地の福岡県なり北九州市なりというところでも心配をされて、生活資金として若干の——これは最高十五万円とか何とかというわずかなもののようにありますが、貸し付けの道も開かれておるとも聞いておりますが、そういうことで、病状がすっかりなおるまでもつほどの金でもございせんので、患者の方々の生活上の苦痛は、私はほんとうに心からお察しをいたしておるわけでありまして、ところが、生活保障の問題になりますと、さつき申しますように、結局お金の問題であり、制度上、国の支出の問題としては道が開かれておりません。これは、公害の水俣病にいたしまして、イタイイタイ病にいたしまして、あるいは硫黄酸化物によりまするぜんそく等の病状につきましても、先ほども申しましたように、今度の国会でも生活保障上の問題が提起されておりますけれども、その道がないというふうなことで、私もほんとにその点につきましてはどうすべきか、さらに前向きな立場は捨てませんけれども、いまここでこうして

あげましようということが申せないことは正直に申してまことに残念でありますけれども、しかし、これはいろいろの知恵を出しまして、なおこの上とも患者の皆さま方にも身体上の苦痛もあるでしょうが、せめて精神上の安心感を持つていただけるようなことは引き続いて研究はいたしたいと思ひます。

それから、それより何より、病気を早くなおす方法を究明することが一番肝心でございますが、これらの研究費につきましても、ここ三年、国からも助成をいたしまして続けておるようでございます。これもだんだんほつておきますと、先細りになるおそれなしとせよ。きょうも、きょうも患者の皆さまもお見えになって、症状も——私は先ほど衆議院の大臣室でもお目にかかりましたが、皆さんの直接の声も聞いておりますので、これらの治療のための研究費というふうなもの、これがそのまゝ先細りして消えてしまふということになしに、統けて国もできる限りの支出をもするようにつとめてまいりたいと考えております。

○大橋和孝君 何か非常に大臣も気持ちは十分お持ちで、私もそう思つておるわけですが、けれども、しかし、事実問題を見ますと、なかなかそうはいつていない。特に私がここで申し上げたいのは、被害者の中には仕事を休まなければならぬ、あるいはまた職を離れなければならぬ、あるいはまた休職のような状態にもなる、欠勤もしなければならぬ。そういうふうにして油症の患者さんには病気に伴うところの臨時支出も非常にふえていくわけですね、まだ病氣もありますから。こういうふうな生活に対して非常にいろいろな悪条件が加わつてきて、いま生活に困つていらつしやる方が非常にふえてきています。物価も高くなり、あるいはまたいろいろな情勢の中ではなかなか被害者の方々は病氣の一方の苦しみと同時に、生活のいろいろな負担もふえてまいりますから、非常に苦しい状態です。しかも職を離れることができないという状態になっている人たちは二重三重の苦しみ

○国務大臣(内田常雄君) 大橋さんのおっしゃることは私もよくわかるわけであります。しかし、こうした加害者といえますか、被害を与えた会社ははっきりいたしております場合にも、あるいはまた公害のようにはっきりしております場合にも、いま私がたびたび申し上げますように、国がそのものずばりで生活救済を、生活保護とかということ以外に、あるいはまたいまの貸し付け金以外にやる方法が開かれておらないというような現在の状況でありますので、これらにつきましても、これは公害などともあわせまして今後研究が当然進められるべきだと考え、前向きな姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

○大橋和孝君 大臣のおっしゃいましたように、会社が責任を持たなければならぬ、今度のような場合は無過失責任じゃなしに、その製造工程においてあやまちがあったのだから、それは大臣も同じ御意見だと思ふ。ところが現実を見ていただきますと、非常に困った人が提訴をしている。なかなか大臣のような気持ちになつて会社側が補償しないわけですね、いま。ですから私がここで申し上げたいのは、この世帯更生資金の貸し付けですね、これは一定のワケがありまして、基準があると思うのであります。けれども、それは公害

○国務大臣(内田常雄君) 私も気持ちとしては全く同じ気持ちで、ことに厚生大臣というのは大蔵大臣じゃございませんで、金のことをけちけちしたり、しばったりすることが役目じゃございませんで、できることならばひとつ大橋さんとも、ともどもそういうこともいたしたいと思えますが、昨年の暮れに制定され、ことしから発効いたしたばかりの公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法というものにおいてさえも生活保障のほうは見られないような仕組みでございます。

○大橋和孝君 非常にいまのこの資金を貸し付けるということ自身、いろいろいま大臣のおっしゃっているような問題はありましょう。けれども、そういうことををしなきゃ実際困っている人を救済できないのですね。ですからこの問題に対しては、ぜひひとついま大臣がおっしゃいましたように、至急——あまり日にちをかけておたらだめなんですから、至急やっ、今度すべての公害に対しても必ずしも国ばかりが責任を持たなくてもいい、公害を出す企業が責任を持つことはこれは当然でございますから、これを出すように、そういう企業に対してのきびしい指導もしてもらわなければならぬけれども、しかし、それをせんならぬからといって、いま困っている人をほっておいたら困っている人は実にかわいそうなんですから、

○国務大臣(内田常雄君) たびたび申すやうで恐縮でございますが、ずばりできなくとも、私、そういう人助け大臣でありますので、何かそのいい方法をとんでもひとつ考えさせていただきまして、少しでも患者の方々の肉體上、精神上の苦痛を救えるようにしたいと思ひます。これは決して私は弁解を言うわけではございませんが、これに限らず、たとえば予防接種等の不安の問題に対する措置でありますとか、あるいはベーチエツトその他の研究に関する問題でありますとか、最近では小児ガンの問題とか、いろいろ取り上げら

れておりますが、いままではなかなかできないと
思った問題でも、ほんとうにやはり誠心誠意があ
ると、少しずつでもできていつている問題が実は
ございますので、もう一つその上にさらにいいこ
とを、やるべきことを進めていくというようない
気持ちで督励をいたしてまいるように、私自身も努
力してまいりたいと思います。

○大橋和孝君　ぜひひとつこれはお願いしたいと
思います。

それからもう一つ、先ほど大臣がはからずも申
しましたこの治療法でございます。治療法の問題
を予算的に見ますと、今年度の予算ですね、これ
は歴年の予算もあるわけでありますが、四十三年
度あるいはまた四十四年度、四十五年度とんだ
ん少なくなっておりますが、その金額で申しま

ぬと思うのです。ですから、この点ひとつ大臣の前向きの決意を聞いて、私もう時間が時間ですから、これを終わりたいと思いますから、この問題はひとつそういう意味で、いままでの難病あるいはまだ開発されていない病氣、こういうものを一方で見ながらこの問題については取り組んでやる、こういうような形でやってもいいと思うのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 議論をいたす私はつもりも全くございませんで、全く同じ気持ちでございます。ことに大橋先生はお医者さんでいらっしやいますので、あなたのおっしゃることは専門的見地から見るとおっしゃることは専門的見地から見てそのとおりだろうと思っております。で、先生のおっしゃることに十分耳を傾けて進んでまいりたいと思っております。もとも金額の多寡といふことも、いま局長から発言されてもいいのですが、中身の研究助成が薄くなるということではちっともないそうでございます。額の問題はいろいろ動きましても、中身の問題は薄くなる——さっきの装置費とか設備費とかいう問題とも関連して、額が動いて中身が薄くなるということにはしてきていないのだそうでございますが、しかしそんなことよりも、先生のおっしゃることをよく聞きまして、できるだけ前向きに進んでまいりたいと考えております。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 次に、自然公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田忠三郎君 ただいま議題となりました本法律案を審議するにあたりまして、私はこの国会に社会党、公明党、民社党の三党共同提案にかかわる環境保全基本法を提案した立場でこの法

律案の審議に参加をいたしたいと思うのであります。

先般、大臣から提案理由の説明がなされましたけれども、この法律案は、簡単に申し上げますと、第一に国、公共団体、さらには事業者、利用者、それぞれ努力をしなければならぬ責務を明らかにしたことがその一つじゃないか。第二は、そのための管理、清掃の保持、清潔の保持でも申しましようか、この点が第一。第三には、それぞれの指定された公園、つまり国立公園におきましては厚生大臣、国定公園におきましては都道府県知事の許可を要することを明らかにいたしましたものではないかと私は考えるのであります。

そこで、私はこの法律の基本となるべき問題点をこの機会に若干質問したいと思っておりますが、大臣の答弁についても衆議院段階におけるようなことではなくして、具体的な明快な私は答弁を要求いたしておきたいと思うのでございます。したがって、私も簡潔に具体的に問題点を指摘をしてみたいと存じます。

その第一は、汚水排出設備の新設を行なった場合、その資金に対する金融等々について厚生省は一体具体的なものをどのように考えているかという点であります。大臣、繰り返します。つまり汚水排出施設等新たに設備をしたものに対して、その資金に対する厚生省として金融上の措置をどう考えているか、この点をまず第一点伺いをいたしておきたいと思っております。

○国務大臣(内田常雄君) 吉田委員から御発言のございました湖沼、湿原等に施設をして汚水を排出する行為を許可行為に限ることにいたしましたのが、それらの場合、通常多くはその湖沼等のまわりには、その立ち並んでおります旅館あるいはレストラン、レストハウスと申しますか、あるいは料理屋等のものが多いと考えられます。これらに對しましては、幸い厚生省所管に環境衛生金融公庫がございまして、必要な資金が生じた場合には、できる限りこの環境衛生金融公庫からも資金の貸し出しをさせるように道を開いてまい

考え方でございます。また環境等の対象にならない事業もございまいしょうが、そういう場合には中小企業金融公庫なり、あるいはまた業種によっては商工中金なりのほうに、類似の金融機関に働きかけまして所要資金につきましてはできるだけあつせんをいたしてまいり、こういう考え方でおります。

○吉田忠三郎君 そうしますと、大臣あとと審議をいたす廃棄物処理法案、これとも関連いたすわけですが、これはもう必ずといっていいほど金融の伴う問題が起きてくると思うのです。その場合に、厚生省はただ単にいままでの三庫の金融制度をあつせんしてやる、これだけでいいですか。

○国務大臣(内田常雄君) 補助金を出すことはおそれるべきではないかと思っております。また、廃棄物処理法案はきょう議題になっておりませんが、それらの処理は、言うまでもなく市町村、あるいは今度新しく都道府県、こういうものが入ってまいりますので、そういうものが出資する新しい企業体というものができないこともございせんが、そういう場合には、これは御承知のとおり、補助金もあるかとも思いますが、また還元融資、つまり起債等の道によって市町村、都道府県に起債のめんどうを見てまいり、これは廃棄物などにつきましてはそういう規定を新しく入れておいたような次第でございます。

○吉田忠三郎君 そうしますと、あなたがこの間提案したときには、これは第一に、つまり国定公園なりあるいは国立公園等々です。その景観を保持するために国、都道府県、それから事業者、利用者というようになって、その責務というものを、従前から見ますと、より強めて明らかにする、こういう提案理由の説明です。

さて金融の面を聞いたら、今度はいまの環境のことをあなたは前もって答えられたのですが、その関係になってくると、今度はどうも事業者と、場合によっては利用者だけにその面は負担をさせられていくというような懸念があると感ずるのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) いまその環境衛生金融公庫などから貸し出しをいたします場合にも、それはやはり排水をするもの、排水といつてもただ水を出すのでなしに、何らかの排水施設をつくるでございまいしょうから、その排水施設をつくる事業者、その事業者がただ責任だけを課して——自己資金等がある場合にはよろしゅうございませうが、どうしても自己資金の支弁ができないような場合には、その事業者が環境衛生金融公庫等から金を貸し出すということ、一般の利用者のほうに負担をかける、こういう趣旨ではございせん。

○吉田忠三郎君 そうしますと、従前この環境衛生金融公庫で扱っておったような方向で金融面については取り扱う、こういうことですか。

○国務大臣(内田常雄君) 環境衛生金融公庫の貸し付けには何か設備の例をあげたり何かいたして、こういう設備については据え置き期間がどうで、償還期間がどうかというものがございまして、場合によってはこの自然公園法による排水施設というような項目を加えて、そうして据え置き期間なりあるいは償還期間なりというふうなもの、これを業務方法書なんかにつけなければならぬ場合もあるかとも思いますが、一般的に申し上げますと、従来の環境衛生金融公庫の貸し出し方式と同じでございます。

○吉田忠三郎君 そうしますと、今度具体的に四十六年度の予算要求時期が来ていますね。そこで、厚生省の環境衛生金融公庫のワクの拡大はどの程度やっていますか。

○国務大臣(内田常雄君) これは腰だめだということとしかはかれないけれども、かなりこれは財政投融資は予算よりも多少そこに弾力性があるものという期待のもとに、一千億円の貸し出し計画のもとに財政投融資を要求いたしております。そうなりますと、このものがどの部分に入っておるかという間仕切りまではしてございせんが、これはこれからやる問題になるわけでありまして、私は、対象として取り入れ得るものと考え

ております。

○吉田忠三郎君 その一千億というのは全般にわたるものですよ、大臣。

○国務大臣(内田常雄君) そのとおり。

○吉田忠三郎君 ですから、いま自然公園法の一部を改正しようとするわけですからね。そこで、冒頭で言ったように、三つの柱がある、この法律にはねらいがありますよ。だから法律を提案する限りにおいては、新年度予算編成期ですから、当然それを含んだ、この改正した法に伴う金融措置の概略でけっこうですが、そういうものが試算されなければ空文にひたしい法律でありませんか。毎年国会で問題になるように、法律は改正するけれども金融面は伴っていない、こういうことになりませんか。

○国務大臣(内田常雄君) おことは返して恐縮であります。私などの考えでは、自然公園の中の湖沼の付近にそういう営業を営むものは、国が金を出してやるからきたない水を出さないような設備をしないといふことばかりでなしに、できる限り自分で金をくめんとでもそういう設備をやつて、そうして公園の中をよさないうちにしたいといふ、こういう頭が実は先に立っております。しかしそのことを言ってみても、できないものはできないといふことになったらこれはどうしようもありませんので、できるだけその間の設備資金等が要するものについては、必要ならあつせんはすることあるべしといふことで、初めからこれだけの金を貸してやるからと、こういうことではなくても、私は、業者の頭もまた私どもの頭も切りかえる意味において、自然公園といふものは景色だけいいようにしておけばいいのだ、大きい建物を建てさせなければいいのだといふことでいままでできていると思ひますが、そうではなしに、小さい建物でも、建物をつくることは、いままでのたてまえからは許可承認になったといひましたし、それが排出する水等につきましては、むしろ自然公園をよささない、きれいなものをきれいなまま保つという見地からこういふような条項も設

け、また今度のような改正もいたしました。こういう次第でございます。

○吉田忠三郎君 公園をきれいにしようじゃないかというその見地は、われわれも同感なんです。ですから、野党として社会党、公明党と民社党が共同で基本法を提案しているわけですよ。冒頭申し上げましたように、その立場で私は聞いています。しかし、きれいなことを言つたつてだめですよ。そう言つても、既設のものともより、新設だつてあり得るわけでしょう。その場合、先ほど来聞いた、従前の政府三庫の金融制度を活用したらいいんだと、そのためのあつせんをするといふことが答えられているのです。ですから、私はあえて金融面で聞いているのだ。そこで、政府三庫を活用するといふことになるならば、予算の編成期なんだから、この法律に伴つてどの程度の資金ワクの増といふものを見込んだかといふことを具体的に聞いている。具体性がないじゃないですか。

○国務大臣(内田常雄君) 予算の編成期でございますが、財政投融資、またこういう公庫などの貸し出し計画と予算とは、御承知のように、款項目の編成したいなものが違ひますので、予算におけるような形でなしに、これは金庫、公庫等の全体資金繰りの中でやることとございまして、そのために国立公園、どこの分が何万円という仕切りはしてございせんが、心がまえとしては、どうしても金が必要の場合にはいまお答えしたとおりと、こういうこととでございます。

○吉田忠三郎君 これは、このことだけで実は私はここで了承するつもりはございせん。毎回、法律をつくる場合にこういうことが問題になりますと同時に、政令であるとか省令等々で、たとえば金融をあつせんする場合においても、そう簡単に——いま大臣冒頭に言つたとおりなんです。それから、基本の思想は、もう原則としては、大臣は金融措置をとらないという思想が流れているわけですから、いま答えられたとおりです。ですから、結果的には、この国会の場ではそれで答弁をしてお

りますけれども、現実にはそういうことは当てはまらない、こういうことになるかと私は思ふのですよ。

しかし自然公園、国定公園にしても公園そのものは、自然といふものを保全してやほりきれいにしたほうがいいわけですからね。そのことについては、私も、むしろ逆に積極的な法案を出しているのだ、あえて反対をするところが賛成するのではありませんか、そう言つても、やはりその中にあります既存の施設についても、施設が老朽してまいりますと取りかえなければならぬ、あるいは新設の場合、やっぱり金が伴うのです。その場合の財政資金運用として、当然金融面を考えたやらないければ、法律は単なる空文化になるおそれがあるんじゃないかと聞いている。大臣は、一千億の範囲内でそういうものがあれば運用する、こう言うけれども、どうもこの法律を改正するたために先般大臣が提案理由を説明した迫力は、私はないような感じがしますがね。

○国務大臣(内田常雄君) これはまあ議論をいたすつもりじゃないんですが、国立公園の中で宿屋なり料理屋なんといふものは、これは自分の金でやられるものが大部分だろうと思ひます、よくはわかりませんけれども。したがつて、自然公園の中にきたない水を流さないくらの設備は、自分の金でも私はやつてもらいたい。しかし、こういう法律までつくつてやらせるわけありますから、自分の金がどうしてもない場合にはあつせんをしよう、こういうわけでございます。そのために何円何十銭予定してあると、こういうことにはなつておらぬと吉田さん御承知のとおりであります。口先だけでそういうことを言うが事実

はあつせんもしない、金も出ないだらうといふつもりでもございせんので、国ができるだけ、ない場合には金もあつせんしながら、汚水を流す施設といふようなものについては、国立公園をよささないといふこと、これは自分のうちの分だけでございます。ほかの廃棄物処理の場合における多数の家から廃棄物を集めてきてやるというよう

な、大がかりな何億の金がかかるというふうなものではないと考えられますので、ある程度は自分の金でやりながら、またどうしても金がない場合には、たとえば環境金融公庫の対象になるような業者も多かるから、あつせんはしよう、こういうこととでございます。

○吉田忠三郎君 大臣ね、ここは参議院の場だからそういう答え方をしている。大臣、あなた衆議院で附帯決議つけられているでしょう、このことについて。これについては、衆議院段階において、その資金に対する金融上の措置を講ずること、かなりきつい付帯条件がついているのです。あなたは、法律が通過するときに、その附帯決議を尊重して云々といふことを申されておすよ。そうすると、そのことといまの答えじゃおおよそ開きがあるように思ふ。私はこれだけでは納得できない。あなたと財政上議論しようなんといふ気はないが、この附帯決議はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) まことにこの附帯決議のとおり、私は、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたしますといふお答えをいたしておるのと、きょうのお答えも、それでは金をどうするかとおっしゃられますので、それはできるだけ環境衛生金融公庫等の資金のあつせんをいたすと。しかし、それなら、それがどれだけに積み上げになつていくかといふことになる、それはこれだけの積み上げになつていくといふことで予定はいたしておりませんけれども、まあ千億余りの資金計画でこれは大蔵省のほうへ要求いたしておりますので、その中からこの程度の割り当てはいたし得るものと考えて準備をいたすつもりであります。

○吉田忠三郎君 参議院段階ではこれから審議ですから、審議過程におきましてわれわれいろいろ検討しますが、とりあえずは、衆議院の段階ですでにこういう資金に対する金融上の措置を講ずることといふ条件をつけられておりますことと、あなた善処すると答えているのですから、そのことをお忘れなく、予算編成期には極力大蔵

省と折衝することを私は要望しておきます、冒頭に。

それから、次の問題ですが、今後、古都等を指定した際に、すでに既存のものが施設として残っているものがある。その場合に、そうした施設から汚水が排出をされたり、あるいは特別地域内の河川に汚水の排出が伴ってきたような場合に、厚生省はいかなる行政指導をするのかですね。これもこの法律案だけでは、あるいは趣旨の説明だけでは明確ではありませんから、参議院にこの法律がきよう議題になったわけですから、この機会に具体的に明らかにしていただきたい。

○国務大臣(内田常雄君) 自然公園の中を、ことに湖沼の水などをきれいにするためには、これからよきような施設をさせることももちろん大切であります。既存の業者等がきたないままの水を出し続けるということも、これまで困ったことでございますので、これらにつきましても、現行法による施設管理法などの改善を指導をいたしまして、そして適切な措置を講じさせる。これはお尋ねがまだございせんでしたが、いまの金融などの問題につきましても、その場合も同じように、でき得る限り必要な場合にはあつせんもしなければならぬと考へます。

○吉田忠三郎君 あつせんのことさることもながら、そういう問題が生じた場合に、具体的に厚生省としてどういう行政指導をするのかということ、これは金融の面ばかりじゃないですよ、金融の面じゃない。あなた方がこれから古都などを新たに指定地域にしますね、それから特別指定地域がございませう、すでに。そういうところに既存の施設がございませう。それから具体的に汚水が排出をされたり、あるいはこの特別保護地区等々の河川にこの汚水が排出されるような場合があり得ると、そういうことに対して厚生省は具体的にどういう行政措置をとるのか、この法律案の中ではそれをうかがえないですから、あなたの提案理由の説明もないわけだから、——わかりましたか。

○国務大臣(内田常雄君) はい、わかりました。新しく特別保護地区等に指定するところに既存の施設があつて、それが汚水等を出している場合も、これは出されちゃ困るわけでありませうから、この法律に直接触れないにいたしまして、それは今度新しくそういう区域の中に入りますので、それらの汚水を流し出す施設につきましても、これは改造を指導する、こういうことでいかなきやならぬものかと考へます。

○吉田忠三郎君 それは改造をただ指導するだけでは。○国務大臣(内田常雄君) いや、先ほども申しましたように、そういうものにつきましても、改造させるんですから、その必要な金はどうしてもないから心配してくれというようなことになりませう。場合には、その金のあつせんもでき得る限りいたすべきだと考へます。

○吉田忠三郎君 これは改造をいろいろ指導するんでしょけれども、それでもなおかつ適正に行なわないという場合には、それらの措置はどういうふうにとるんですか。○国務大臣(内田常雄君) 政府委員がいろいろ研究していることでございませうから、お答えをいたさせます。

○政府委員(中村一成君) ただいま大臣から御説明しましたように、自然公園法の政令でもちまして、厚生大臣または都道府県知事は、自然公園内におきまして事業をやっている者に対して必要な勧告をするということができるようになつておりますので、命令することができるようになつておりますので、それに従ひまして、それを根拠にいたしまして、いわゆる行政的な指導をいたしていくわけでございます。

○吉田忠三郎君 極端な聞き方になるけれども、勧告、命令を聞かなかつた場合はどうしますか。これは罰則規定ありませんからね、この法律には。どうですか。○政府委員(中村一成君) 政令の規定に従ひまして、原状回復の命令ができることになっております。

す。原状回復命令を出しまして、それで従わないときは行政庁がみずから執行いたしまして、そしてあとで費用の請求をするというふうになっております。

○吉田忠三郎君 そうすると、政令の定めに従ひまして強制執行すると、こういうことですか。○政府委員(中村一成君) さうでございます。○吉田忠三郎君 そこで、三つ目に伺いますが、今後は厚生大臣、都道府県知事の許可制にするわけですね。その場合に問題になると想定されるものは汚水の排出の許可基準ですね、この基準が問題になると思う。これはどんなような基準を厚生省は考へているのか。○政府委員(中村一成君) きわめて重要な問題でございます。したがしまして私どももいたしましては、この許可の基準につきましては次のようなふうにしたかと思つております。まず湖沼等の水質につきまして、自然景観としてこれを見ます場合には、重要な点は透明度とかあるいは水の色というものの問題になるわけでございますが、個々の湖沼水城ごとにそれは違つておりますので、したがしまして個々の湖沼、湿原、河川ごとに定めていきたいと思つております。

そこで第一の考へ方といたしましては、特別保護地区の湖沼につきましては、自然景観をこれに厳正に維持しなければならぬ地区でございますので、湖沼の水質の透明度、水の色等もまた特性を持つておるものが多いわけでございます。したがしまして原則としてこの特別保護地区の湖沼等への人為的排水は全然許可しないという方針でございます。それから第二に海中公園地区でございますが、これは海中の動植物を保護し、水を通してこれらを觀賞するというのが目的でございますから、したがしまして海中公園地区への人為的排水も許可しない。それから第三番目に特別地域内の湖沼でございますが、これにつきましては二つの点から基準を考へております。第一が自然環境の基準でございます。湖沼の汚染の最大許容限度と申しますのは、自然公園の場合におきましては湖が富栄養湖、栄養に富んでおる富栄養湖となつては困るわけでございます。貧栄養湖の範疇にとどまらなくてはいけません。貧栄養湖の範疇にとどまらなくてはいけません。それが限界である、こういうふうに考へるわけでございます。それから一般に富栄養湖と貧栄養湖とはどの程度の、どういう區別がその指標として考へられるかということでございますが、透明度でございますと五メートル、それから水質指標といたしましてはおおむねBODが〇・五PPM、それから窒素が〇・一五PPM、磷が〇・二PPMであると言われております。これらを参考といたしまして、先ほど申しましたとおり個々の湖の現況を総合的に勘案いたしまして、清潔な状態が保ち得る段階に設定したいと思つております。

その次が排水基準でございますが、汚濁源は主として旅館、食堂等からの人間生活に伴う汚水でございます。これらのうち、尿尿浄化槽及び下水の終末処理施設からの排水は、これは建築基準法あるいは下水道法で定められました基準に従つて排水するものは、もちろんそれでいいことにいたしまして、厨房、浴場等からの雑排水につきましては、浄化槽または沈でん池を整備することによりましてやっていきたいと考へております。

これらの措置によりまして、なお当該湖等の環境基準を上回るような事態がある、あるいはおそれがある場合等においては、その旅館等の施設そのものを増設を制限する、こういうふうになつていきたいと思います。

○吉田忠三郎君 大臣、いま局長が答えられた内容を大臣も聞いておつたと思う。この法律を改正するにあつて最も重要なものは許可基準だと思つたのです、重要なものは。それだけにこの基準を設定する場合にあつては適正を期さなければならぬことだと私は思つたのでございませうが、大臣はどう考へますか。

○国務大臣(内田常雄君) そのとおりであると思
います。

○吉田忠三郎君 大臣は同感だということですか
ら、次に移ります。

それからこの特別の地域内に民有地が存在をし
ていた場合に、厚生省はどういう措置をとるか。

○国務大臣(内田常雄君) まあ、いささか観念論
になつて恐縮でございますが、でき得る限り民有
地は国が買い上げると、あるいは少なくとも県等
をして買い上げさせて、その買い上げ費の助成を
すると、こういうことにしたいと私は私どもは考
えておりまして、従来もそういう方向で処理をい
たしてまいつてきていますわけですが、これは
は予算の制約がございまして、なかなか思うとお
りにもまいつておりません。私の記憶では、四十
五年度あたりのそういう国立公園内の——ことに
特別区域ということになるの——でございしよ
うが、買い上げの予算というものはせいぜい五千
円程度であつたと思ひますが、何とかこれもふや
したいということ、四十六年度の概算要求ではこ
の三倍ぐらゐの要求を出してあるわけでありま
す、でき得る限り固有地、少なくとも公有地を多
くいたしまして、一方においては、国民にその公
用制限などというものをかけて負担をさせること
を少しでもやわらげるとともに、また国が積極的
にそういうものは国の所有権のもとにおいて、そ
して理想的な管理運営ができるようにいたしたい
という考えで進んでおります。

○吉田忠三郎君 提案理由の説明の第二でもなさ
れておりますように、国、都道府県の管理、監
督、そのことを強めていきますね。ですから、こ
の法律の趣旨に照らしてみますと、当然その管
理体制を拡充していく上においても、この民有地
の買い上げ制度というものは拡充されなくてはな
らぬものじゃないかという感じがするのですが
ね、この点はどうですか。

○国務大臣(内田常雄君) 全く私も同感でござ
います。ただ錢の問題でございまして、なかなか
かと思うとおりにいかぬという実は悩まが從來こ
ざいます。

○吉田忠三郎君 何か私が質問すると、同感
でございまして、しかしいかにせん錢の關係で思
うまいではない、これはこの法律を提案した姿
勢じゃないですよ、大臣。そういう問題があれば
こそ厚生大臣は積極的に閣議で発言したり、ある
いはば予算の編成期でございしますからね、しか
も年内編成でやるということですから、かなりこ
れはもう各省庁で予算の細目は煮つまつている段
階だと思ひますね。そういう点をやっぱり大臣は
把握をしてもう少し歯切れのいい、前向きな答
をしなければだめですよ。趣旨は同感である、し
かしお金のことでとても思うようにいきません、
これではこの法律を出した趣旨に合わないじゃな
いですか。

○国務大臣(内田常雄君) まことにお説のとおり
で、このことに限つて申しますとそうなんです
が、厚生大臣もなかなかつかう立場にござ
いまして、あれもふやさないければならぬ、これ
もふやさないければならぬ、こういうことばかりで
ございまして、実は私も作戦的に、大蔵省に對し
ましては二五増しの概算というふうなことです
と何もできませんものから、わざわざある種
の要求は八月三十一日からおくらせまして、二
五増の外へ持つていってそして勝負をつけるとい
うようなことをやっております。でありますから
この概算要求のことも、これは私が隣の部長から
こう言ひなさいといつて知恵をつけられて申した
わけではないので、ちゃんとおぼえておつて私自
身が言つたことでございしますが、ことしの五千
円が来年の一億五千万円にそのまゝなつてくれ
ればこれは一番いいのであります、その方向で私
もできるだけ努力をいたしたい。さらにまたその
翌年はそれをさらにふやしてまいらうというふうな
努力をもちろん怠るつもりはございせん。

○吉田忠三郎君 大臣、それと関連いたしまし
て、あなたがこの間から力説をして提案理由を説
明したんですがね。その第二というの「国又は
地方公共団体は、」云々と、こうありますね、こ
の提案理由の説明に。そこで「管理者とともに、
その清潔の保持につとめるものとしたことであ
ります。」と、こう結んでありますがね。これを具
体的な施策として施行する場合に、かなり厚生
省として管理事務所の機能、要員あるいは設備、
増員等々の問題が起きてくると思うのです。

この法律がかりに今国会で成立したとするなら
ば、厚生省はこの面について具体的にどうい
う施策を持つていけるのか、これもこの法律では明
らかでないから、この機会に明らかにしていただ
きたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) これはまあ吉田さん
に私が迎合するわけじゃないが、全くそのとお
りでございまして。いろいろなことを言ひま
す、国立公園に對する少なくとも国の管理
体制というものは、かなり管理員など、教
もせいぜい数十名、四、五十名ぐらゐしか
おられないはずでございまして、あとは都
道府県知事にお願いをいたしたり、またこ
れはやはり国立公園、国立公園とい
うようなことでございしますので、国民
全体にこれらの公園を愛好する、自然を
愛好するといふ気持ち、意識がだんだん
強くなつてきております。これも事実で
ございしますので、足らざることは、
現在のところでは民間のボランティアと
申します、そういう方々に国立公園の指
導員、そういう名前でございまして、そ
ういふ仕事をしてお引き受けいただきま
した、そういう方々がたしか二、三百名
でございまして、それらの方々が国、地
方公共団体の固有の職員とともに国立公
園のその管理あるいは利用者の指導につ
いて御協力をいただいているという状況
でございまして、これらの国の管理体
制あるいは管理事務所などにつきま
してもさらに強化いたさなければならぬ
、こういう気持ちを持っております
ものでございまして。

○吉田忠三郎君 大臣、現況のその実態はいま申
されたとおりでございす。私も、去年の閉会中の
調査案件にこれをきめて実態調査しました、がね、
いま大臣答へられたとおりでございす。それではい
いわけでしょう。だから今度この法律を改正する
にあつては、こういう機会にこそその是正なり
改善に向けて努力しなければならぬと思ひ
ます。具体的には、あなたも提案理由の第二で説
明しているんです。ですから当然起きてくる管理
事務所の機能なり、施設の改善なりあるいは管理
員の増員というものが起きてくるんですよ。それ
に對する具体的な計画を持たないでどういふ法律を
提案しているというところになります、これは
たいへん問題になりますよ。しかもこの間本
会議で、どうなんですか、こうした問題の国家公務
員等々の定員問題が質問されて、行管の長官の答
えでは、本年から年次計画で〇・九割削減をいた
しましよ、こういう答えをしていまして、本
会議で、こういうこととかね合せてみて、厚生大
臣の所見を聞いておきたい、こう思うがゆゑに聞
いてはいる。

○国務大臣(内田常雄君) 私に對するたいへんあ
りがたい御激励だと思ひます。それで、一般
の国家公務員を三年計画で引き續いて減員する
という、全体としてはこういう中におきまして私
どもはやらなければならぬことが多い。そのこ
とをやるためには、やっぱり公務員の数を減らす
ところではない。これは国立公園の分野のみなら
ず、私どもがお預かりをいたしております国立病
院、国立療養所などの問題につきましても非常に
頭が実は痛い。ことに筋ジストロフィーあるいは
重症心身障害児の施設を国などでお引き受け
いたしまして、国立療養所でお預かりをして、そ
してそれらの育成保護というふうなこともや
ります。人、人を減らされたのではそれがござ
いせん。国立公園についても全く同じであ
りますので、そこには私は苦心をいたして
おりますが、まあ国会の諸先生からそう
やつて御激励いただきますと、私も非常
に励みにもなり、また主張をしやす
いところであると思ひますので、私も、先
ほど申しましたように、国家公務員十
名では、国立公園を人間最後の聖域
として管理運営いたしてい

行なうわけでございます。

○吉田忠三郎君　きょうは、この法律案第一日目でありますから、私だけ質問をするというわけにはいきませんし、各党おいでになりますからね。

ですから最後にもう一つだけ質問して終わりたいと思います。これも財政上の問題ですが、提案理由の第一をそのまま受けて、これを守っていくということになりますれば、当然公園内の清掃の実施であるとかあるいは清潔を保持するためには多種多様の経費というものは見込まれてくると思うんですよ。見込まれてくると思うんです。その場合に、国は国として、厚生省はこれは予算を見るんであろうと思うから、都道府県段階、あるいは場合によっては事業者も該当するかも知れません。わかりませんが、そうした事柄について財政援助の措置というのは、厚生省はどう考えておるのか。

○國務大臣(内田常雄君) これは、実は私事を申して恐縮でございますが、私の郷里山梨県ですが、静岡県との境に富士山がございまして、富士山も低くなるんではなしに、登山者の廃棄物で高くなるだろうとさえ実は言われておりまして、富

土山をきいにする会という民間団体が、地元の新聞社の社長の主唱で、この数年間でできております。できておりますが、それはボランティアの方々を集めたり、地元の市町村の協力によってやるわけなんです、いつも費用に困るわけでごさいます、厚生省としても、何らかのお手伝いをしてあげたいと思ひましても、正面からそういうお金がありません。そこで、国立公園協会——自然公園協会でありましょうか、あるいはそういう民間団体に呼びかけて、そしてつばら精神的の

お手伝いをするとかあるいはパンフレットぐらいを出して、そしてボランティアの呼びかけをするぐらいのところがせいぜいのようにございます。が、それは国立公園をきれいにするために堂々とそのぐらいの予算は——国が全部やる必要はない、もちろん都道府県も、地元の市町村もまたいろんな関係団体もお金を持ってもらうことはい

んでしようが、国だけ徒手空拳で呼びかけるという事でなくてはならぬじゃないかと、少しは予算もやっばり出すべきだということで、実は明年度初めてでしようか、あるいはいままで要求はしたけれども削られてしまったのかもしれないが、これは約七、八千万円程度であったと思いますが、その助成費を予算として要求したいしております。これなんかひとつはとうに概算要求ではなしに予算に計上いたしまして、そして今度の自然公園法の改正の趣旨がそういう面からも裏づけがあつてできるようにしたいと、こういう熱意を持っておるものでございます。

○吉田忠三郎君 大臣が答えられましたかね。国、都道府県、それと事業者、利用者それぞれの立場において努力すべき責務を明らかにいたしました、こうなつてゐるのです。ですから責任の所在を明らかにしたということですね。それであればこそ、より私は財政的なものが伴つてきた場合に、国は国の分野で積極的にその財政援助の措置といふものを考えなくちゃならぬのだと思ふのです。先ほど言ったように、私だけ質問するわけにはまいりませんから、この点については特に十分な配慮をすることを私は強く要望しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、部長、きわめて君たちは不親切だよ。こういう法律を出すには特別な扱いをこの委員会としてはしたはずだ。本付託になる前に提案理由の説明を受けたという事は、われわれは、できるだけ国会において提案されたものは十分な審議をして、政府を叱咤激励、鞭撻して、国民の負託にこたえたいという精神からそういう扱いをこの委員会ではしたはずなんだ。この法律の一番問題になるのは、先ほども指摘したように、許可を強めるわけですから、その基準をきめることが一番問題は問題になると思う。さいせん部長と答弁しておりましたが、そういうものがあるとするならば、あらかじめ基準設定については、こういう基準でやるんですよというくらいいふものをわれわれ国会議員、委員に提示するのが君たち

の仕事じゃないのか。これからでもおそくないよ。この関係の資料を提示することを要求をして私の質問を終わります。

○政府委員(中村一成君) ただいま御指摘のございました資料等につきまして、早急に提出いたします。

○渋谷邦彦君 今回の改正法案の趣旨は、私どもよく読ましていただきました。おおむね了解しているわけでありまして、要は自然公園法第一条の目的をさらに明確にしてその保護、また規制をはかつていこう、こういうことだろうと私は理解しておるわけでありまして、ところが今回のこの公害国会といわれている臨時国会におきまして皆さんの法律案が出てきて、当委員会において近く審議の予定とされております廃棄物処理法案がまた出てくるわけでありまして、この中に第十何条でしたか、清潔の保持といふことについてございすね。一体そういうふうな中身とこの自然公園法の中身といふものがどういふふうな調整されていくのか、またどういふふうな法の適用といふものを受けていくかといふことをまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 今回の清掃法の改正をいたしておりますところの廃棄物処理法と自然公園法との関係でございますが、生活環境保全につきましては、これは改正された形におきましては、原則としていたしまして、廃棄物処理法は自然公園の区域にも適用に相なるわけでございまして、その上に自然公園法の規定をもちまして国及び地方公共団体に對しましてさらに清掃に関する義務が強化される、こういうことになるわけでございす。それで、自然公園の清掃につきましては、母法といつたしまして廃棄物処理並びに清掃法の規定によりまして市町村にその義務が課せられるといふことになりまして、さらにその根本的な法規の上で、そこに住んでおるところの住民あるいは利用者に対しては義務がございす。現在の自然公園法でも、利用者につきましては、これが自然公園をよこすものに対してはそれ

を禁止すると、そしてそれに従わないときには罰則の規定があるわけでございす。しかしながら、自然公園法では、従来、先ほど大臣のお答えにございまして、国または地方公共団体が積極的に自然公園を管理する立場において、清掃に責任を持つという規定がございせん。それで、それが今回の改正で入つて、国、地方公共団体の責務をさらに重からしめた、こういうふうになつてゐるわけでございす。

○渋谷邦彦君 そうなりますと、今度国及び地方公共団体の責務が非常に重くなつてくると、これは一面においては非常によろしいと私は思うんですが、それだけ国及び地方公共団体が全責任を持つて自然の景観といふものの保持に当たるということになるんでございすけれども、しかし、少なくともこの発生と相まって予測されていた課題ではなかつたらうかと、こう思うわけですね。たとえば湖沼の問題が入つておられますけれども、実際に大臣自身が湖沼のよこれ状態といふものをせんになったことがあるかどうか、私わかりませんけれども、まあ聞きしにまさるひどい状況が全国至るところにその広がりを見せようとしてゐる。この法律の中身をずっとこう見てまいりますと、いわゆる厚生大臣の指定された特別地域に限るような、そういう印象を受けるわけです。それでいいのかどうか。じゃ、ほかのこれに類する自然公園については、どういふふうなこれから扱いがされていくのか。国立公園、国定公園、都道府県立公園といふものがあるわけですから、その全部の自然公園に及ぶのかどうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、何というか、一つの信念のようなものを持っておりまして、これは今回の他の公害法、水質保全法あるいは大気汚染防止法とも関係があるんでございす。いままでのこれらの公害立法なるものが、いわば汚染局地対応主義でできておりました。でありますから、幾ら水質保全法といふものがあるにしても、それは四十八水域とか何とかといふようなものだけ、つまりいまよこされてゐるところだけを指定水域にして、そしてそれをこれ以上によこさないようにしようか、あるいはそのよこを三年、五年、十年計画で回復させるような、そういう法律であり、また大気汚染防止法にいたしましても指定地域といふものがございまして、よこされてゐる地域、またさらによこれることが確定であるような地域だけを公害防除の対象にいたしておつたことに実は不満を持っております。この自然公園のごときものは、現にそうよこれていないといふことで、ほとんど全部の湖沼などが指定水域からはずれておりました。またその付近の大気といふものも、大気汚染防止法の指定地域からはずれておりましたので、これまでの体系でいく限り、いわば四日市でもあるいは千葉市原でも川崎でも、そういうところ、新しい工場の立地をする、よこすのは困るけれども、新しくやりたいのは指定地域内に行つて、あるいは指定水域内に行つてよこさない、それならば環境基準にひつかかることではないといふんで、よこされてないところをよこすなら差しつかえないといふようなたてまえになつてゐたことに非常に不満を覚えて、これを国立公園のうち一番大切な地域については、これを聖域としてもう特別の、別個の、厚生大臣が公害大臣としてではなくして、自然管理大臣として指定すべきだといふような実態は姿勢を持っております。ところが、幸い今回公害関係のそれらの立法が汚染局地対応主義から全水域、全国を対象とするようになりまして、したがつて第一義的には国立公園の地域にも、また国立公園の中の水域にも、すべて水質汚濁防止法も大気汚染防止法もかかることになりましたので、排出基準も全部これにひつかつてまいります。でありますから、ほんとうならそれでいいのかもしれないが、しかしやはり国立公園の中の水や地域は非常にきれいだあるべきで、また現によこれてゐる湖水もありまうけれども、それはよこされてないものが多いので、それについてはさらに

別個の見地から規制をすべきだということでの法律の改正案になりましたわけでございます。したがって、何でもかんでもやるといふことになるという、大気汚染防止法なりあるいは水質汚濁防止法とひっかかりますので、その辺の調整の結果、特別保護地域ではありません、それよりも少し広い特別区域まではい言う聖域として、これはもう一つ厚生大臣の直接権限、あるいはまた同じ都道府県知事に権限を委任して、公害知事としての都道府県知事ではなしに、公園知事としての都道府県知事に別個の許可権を与える、こういうことにいたしましたわけでございます。したがって二重の見地からこゝには水質の規制がかかる、こういうわけでございます。

実はもっと詳しく申し上げますと、水を担当する経済企画庁の方面からも、そんなことはこっちでやることだからよいなこととはしなくてもよろしいと、こういう話も出ましたが、公害対策本部あるいは法制局等であるいろいろやり合いました結果、最小限の目玉だけは譲れないということで、いわば水質保全との関係で二重規制、こういうことに相なったわけでございます。

○渋谷邦彦君 公園部長、特別地域と特別保護地区、代表的なものを五つ六つあげてください。
○政府委員(中村一成君) 湖の関係を例を追って申し上げますと、たとえば北海道に阿寒国立公園がございます。その阿寒国立公園におきまして、特別地域と普通地域に分かれるわけでございますが、その特別地域とさらにその特別地域の中で特別保護地区というのに入る部分がございます。いま先生の御指摘で申し上げますと、非常に規制のきつい特別保護地区に入ります湖といたしましては、おもなるものとしては摩周湖、阿寒湖、それからペンケト、ペンケト、この四つの湖が特別保護地区に入る湖でございます。それから特別地域に入りますのが屈斜路湖、それからオンネト、この二つの湖がおもなものでございます。

○渋谷邦彦君 琵琶湖と諏訪湖はどうですか。

○政府委員(中村一成君) 諏訪湖は、これは長野県の自然公園の区域に入っております。それから琵琶湖は、国立公園の普通地域に入っております。

○渋谷邦彦君 そうしますと、この法律では適用を受けないということになりますか、これは。
○政府委員(中村一成君) この二つの湖につきましては、先ほど大臣がお答えいたしました水質汚濁防止法の規定によって保護されるということでございます。

○渋谷邦彦君 やはり先ほど大臣の答弁を聞いておりまして、特に水質の汚濁については二重に規制をかけたという、そうでもしないと、確かにおっしゃるとおり、いままでの状態を排除できないというその保証が、おそらく不可能ではないかと思ふ場合もあるんですね。指導員の問題、監視員の問題等々、そういう人々の問題もからんでまいります。二重三重にしておけばこの第一条に掲げられた目的達成のためにはきわめて有効ではないか。昔からわれわれの脳裏に刻みこまれてきた湖といえは琵琶湖あるいは諏訪湖というふうに、その日本の代表的な湖をどうしてこの法律の適用から除外しなければならぬのかという一つの疑問が残るわけですね。いま部長があげられたその公園は、全部主として北海道をあげられた。ところが国立公園の中に支笏湖が入っている。先般北海道へ参りましたときに、この支笏湖ですら最近汚染がだんだん広がってきているというのを地元の方から聞いたことがございます。もう支笏湖あたりがよごされてくるということになれば、いわずやほかの地域の湖沼についてはもう言うまでもないんじゃないか。まあ支笏湖についてはどの程度までによごされているか私はわかりませんが、われわれもまだ未調査でございますから。しかし、その他の地域については少なくとも手を入れ、そして調査をしたつもりであります。むしろそういうわれわれ国民の心の中に残る公園というものをどうして除外しなければならぬのかという疑問がわいてくるんですね。だから、そういう地域をど

うして除外しなければならぬのか、その背景と理由をもう一べんおっしゃってください。

○国務大臣(内田常雄君) 全く私は同感でございます。いろいろの湖を知っておりますが、それらについては水質保全法の指定水域にさえもなっていない。こういうことは、いままでの水質保全法というもののあるいは大気汚染防止法でもそうでございますが、先ほど述べたように、その汚染局地对主主義というものであったがゆえに、琵琶湖にもあるいは諏訪湖にも、それは隅田川ほどよごれておらぬと、こういうことではござれておったと思うわけでありますが、私は、もうそれじゃだめだという意見を常々持っております。今度はみな規制がかかりました。しかも、これは御承知のように、湖水については、あれは四段階ぐらいの規制のその環境基準があるわけでありまして、琵琶湖なり諏訪湖をどの辺の強さの規制のしかたの区域に入れるかということとは、知事に権限を委譲いたしましたので、地元の知事がその何段階かの、御承知のとおりA、B、C、Dかなんかありますが、そのどれにするかということとをきめるわけでございますが、いずれにいたしましても今度はその規制を受けます。しかしその規制のしかたも、まあ諏訪湖とか琵琶湖とかいうものは私はかなりよごれてしまっていると思ひますので、摩周湖と同じようにながうにかけるわけにはおそろしくいまいと思ひますので、そこに問題があるわけでございますが、少なくとも芦ノ湖とか、あるいは私どもの郷里のことをあげて恐縮であります。山中湖などというものは、これは特別地域に入っておりますので、あれについては神奈川県知事だとか山梨県知事だとかがどの辺の段階に当るかはめた規制をするかは別として、今度の国立公園法のこの改正条文の適用で、これはこちから汚水流出は認めないという規制をかけると、こういうことになるわけでございます。でありますから、まあほんとうから申しますと、国立公園のほうがもっと先に、国立公園は聖域だ

という考え方で、諏訪湖でも琵琶湖でもその規制をかけておればよかったかもしれせんし、あるいはまた水質保全法という法律が昭和三十三年にできたんですから、そのときにやっぱり国立公園的な頭があつて、諏訪湖、琵琶湖もござるからということで指定区域かなんかに入れてくださったれば、今日ほどのよごれはなかったと思うと残念でございますけれども、とにかくもこれを中心——目玉のところは二重規制、そうでないところでも水域には全部それぞれの規制がかかる、こういうことになりました。琵琶湖、諏訪湖につきましても、規制をかける際は、これはこちで規制をかけるわけじゃありません、都道府県知事でござりますが、でき得る限りきつい規制をかけてもらうように私どもも要望をしたり、協力をしたらいたすべきだと私は考えております。

○渋谷邦彦君 これに関連いたしまして、今度新たに海中公園地域内における規制というものが強化されるという条文が一項目入つておるわけですね。これは非常にばく然とした地域の広大なところを規制するわけでありますが、実際今度の法律でその目的を達成することが可能でございますか、その可能だという保証がありますか。

○政府委員(中村一成君) 海中公園地区につきましては、御承知のとおり、現在指定いたしましたところは非常に海水のきれいなところで動植物に特異なものがあるところを指定いたしておりますので、この地区におきましては法律の今回の改正によりまして十分にその清潔さが保てるというふうに考えております。

○渋谷邦彦君 手おくれにならないために何うんですけれども、たとえばいま返還が迫っている沖繩の問題、これについてここに書いてあるところを見ますと、汚水を排出しようとする者は、国立公園にあつては厚生大臣の云々と、こうありますね。もうすでにその工場なり建物ができている、そこから廃液を出そうとする場合には厚生大臣なり都道府県知事の許可を受けなければならない

と、こういう意味に解釈してよろしいんでござい
ましょいか、それともその建つ前に、その地域を
保護するために排出する以前にそのい、いわゆる地
域の設定を当然——先ほどの答弁の中にもそれに
からんだ問題がありましたけれども、やるという
方向でこの法律の精神は生かされているんだと理
解してよろしいのか、どちらなのかですね。もう
一ぺん言いますよ。すでにできた建物の中から廃
液を出すと、その出す場合には大臣の指定を受け
なくちゃならぬ、これはいいですね。しかし沖繩
の場合は、これから新しくその工場群というもの
が生まれる可能性があるわけですね。石油コンビ
ナートをはじめとして。それでなくともどんどん
よごされつつあるといういま勢いで進んでるわけ
ですね。今度新たに建つ場合には、先ほどの答弁
にあったように、その地域を指定してやらせない
ように、その地域には工場群を建てさせないよう
にする方向でこれから国としてアドバイスをし
ていくか、何か適当な方法で——復帰後じや間に
合いませんから。いずれにしてもそういうような
考え方を持てるのかどうなのか。

○政府委員(中村一成君) 従来、現行法におきま
しても、自然公園の中におきましてたとえば工作
物、家をつくるという場合には、これは許可を得
なければつけないということになっております。
今後は、たとえば工作物をつくりましますとい
う場合に、工作物をつくる許可を得る場合にあわ
せて、排水をする場合におきましては、それはまた
一つの排水を許可する許さないかということが一
つ加わったと、こういうふうになるわけございま
す。したがって、ただいま沖繩を例におきまし
ても、私ども海中公園につきましても、沖繩につ
きましても、私も海中公園につきましても、西表島と石垣島の間の
海域でございまして、その付近が非常にサンゴ
礁その他熱帯魚もおりますし、海中景観がすぐれ
ておりますので、大体あの付近の海域が海中公園
地区として予想されているわけでございますが、
現在のところにおきまして、おそらくあの海域に

対しますところの排水は、いまのところにおきま
しては問題はないかと思ひますが、しかしながら
復帰までの間、私どもも十分琉球政府と連絡をと
りまして、そういうようなものが何と申します
か、できないようにと申しますか、あらかじめ保
護の見地からも十分考慮してもらいように指導を
してもらおうと実は考えておるところでござい
ます。

○渋谷邦彦君 これは、山中長官もいまの問題に
ついては非常に力説をされていた点でございま
す。まあ海中公園という、私はすぐそれを思い
出すのです。西表はまだ地域的には開発されて
いない地域ではありますけれども、将来工場群の
進出がないという保証は何もないわけですね。で
すから、大臣、いかがですか、部長の答弁と間違
いありませんか。大臣の確約を一ぺん得ておいた
ほうがよろしいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 部長の申したとおりで
けつこうだと思ひます。

○渋谷邦彦君 その方向でやはりぜひとも日本に
もこういうすばらしいところがあるんだというこ
とで、せっかくこういう自然公園法という法律が
あるのですから、残しておきたい、いわんや国内
においてはなおのことだと思ひますね。

そこで、現在厚生省当局が把握している範囲で、
特別地域あるいは特別保護地区で汚染されている
のではあるまいかという疑いのある湖沼がござい
ましょいか。

○政府委員(中村一成君) 私どものほうで現在お
それしておりますのは、国立公園でございまして、
日光国立公園の中の湯ノ湖という湖がございま
す。それと富士箱根国立公園の中では芦ノ湖、こ
の二つの湖につきましても早急に手を打たなく
ちゃいけない、こういうふうな考えております。
○渋谷邦彦君 具体的には、どういう手をお打ち
になりますか。

○政府委員(中村一成君) 両地域とも、公園の両
地域と申しますか、正確に申し上げますと、芦ノ
湖の場合におきましては、自然公園の指定以前に

おきまして相当民家等もございましたし、旅館そ
の他がございましたので、それらの既設のものに
つきましては今回の改正法以前に排水いた
しておるものが相当多いと申しますので、芦ノ湖
の場合におきましてはなかなかむずかしい問題が
あろうかと思ひますが、実は、これは地元の箱根
町当局が下水につきましても整備につぎまして非
常に積極的な努力をしておられるのでございま
して、私ども箱根町と共同いたしましてこれに当
たろうとしておるものでございまして。それから一
つの湯ノ湖の場合でございまして、これはまだ
湯ノ湖の付近の私どものほうで集団自衛をいたし
ておるのでございまして、その付近におき
ましては、まださほど数も多うございせんし、
旅館等の。したがって、これにつぎまして
日光市と地元の管理事務所が相談をいたして
おりますが、これにつぎましては数も少うございま
すので、何とか現状回復が早くできるのじやない
かと考えておる次第でございまして。

○渋谷邦彦君 いまあげられた地域以外にはござ
いせんか。

○政府委員(中村一成君) 国立公園、国定公園内
の特別地域に入っておるものにつきましては、い
まのところは私どものほうの基準からみまして、
まだそれをこしておるものはないというふう
に考えております。

○渋谷邦彦君 いままで環境基準にいたしまして
も、厚生省が発表なさった基準と申しますか、む
しろ高過ぎるのじやないか、こういう評価もいま
議論の焦点になっておるわけでありまして、これ
また後々の議論の際に譲るといたしまして、次
は、いづれにしてもこの法律が改正されて、その
法の精神というものが生かされるためには具体的
に実効をどういうふうに見届けるかということが
非常に大きな問題だと私は思ふので、いづれ
の場合でも、法律はできた、そのままする法にひ
きかかるといふような形骸化されたような存在になつてし
まうというふうなことがあってはならない、
切れない。しかも、この法律は昭和三十二年で

すか、制定されていますね。それ以来公害という
問題が全然最近に至るまで騒がれなかったとい
うことはないはずですね。ならば、当然いままでの自
然公園法のワケの中でも十分そうした自然の景観
をそこなう問題に対しては、いまここであらため
て問題にするようなことではなかったのではない
か。厚生大臣、しばしば非常におそきに失したと
いうそういう趣旨のことを答弁なさっております
けれども、今後はそういうことでは間に合わない
ということを非常に強く感ずるわけでありまして。
したがって、ただいま申し上げたように、こ
の法の執行を円滑に運営するためには、現在、当
局としてはどういう考え方でこれを進めよう
とされるのか。指導員の問題、いろいろその
確認のしかたですね、それをお聞かせいた
さう。

○国務大臣(内田常雄君) これはいろいろ申し上
げましても言いわけがましくなりました、私が年
じゅう出張して歩くわけにもまいりませんが、
私が非常に期待をいたしますことは、厚生省は
かりでなしに、今日各都道府県におきましても、
公害に対する意識が非常に高まっております。ま
した、また一方におきましては、単に積極的
にこれを防ぐといういわゆる狭義の公害対策では
なしに、自然環境というものを人間の最後の聖域
として守っていくこと、そういう意識が非常に強
くなっておりますことを、私がわずかの範囲の接
触でありますけれども、見てとっております。
で、厚生省は厚生省で、さつき述べましたよう
に、できるだけ監視員もふやすように努力もいた
しますし、またいままでのような自然の景観保護
といったような自然公園行政から、むしろ自然の
環境保全というふうなことに目を転じて、
行政の方向を変えてまいりますし、都道府県なん
かでもそういうことが、これは渋谷先生もお気付
きだと思ひますが、むしろある府県においては、
府県が実によくやっておりますところがあります。これ
は一人名前をあげませんが、そういうことが全国
に行きわたるつつあるので、厚生省からも今度の

改正の趣旨をよく都道府県にも地元にも徹底をさせまして、そしてわずかの短い条項の改正であります。この趣旨を生かしていく。新しいものについてはもちろん、古いものにつきましても、現在ある法規で改善命令を出せることになっておりますし、また村の場合にはできるだけ資金のあつせんもするということもやりながら、また公園の少なくともいままである特別保護地区あるいは特別地域というものが自然のきれいを保つようなことにあらゆる努力を続けてまいり、こういうことをやってまいりたいつもりで、単にここで法律の改正で、ただ作文だけをして終わるということであってはならぬと私は心から考えております。

○渋谷邦彦君 法律ができました。何もわざわざ違反者をつくれと、こういうことではないはずであります。したがって、そういう法律違反というものが起きない事前の防止というものが非常に私は大事だと思います。

いまも地方自治体のほうへ十分指導啓蒙して、そういうことのないように事前の措置につとめたいたという御趣旨でありますけれども、はたしてそれでこのチェックができるかどうかということもやはり疑問としてまだ残るわけでありまして、いままでこうした自然公園法がございまして、具体的にチェックした結果、どういふ問題が指摘され、そしてそれが是正されてきたか。むしろこれは技術的な面でございますので、公園部長のほうから伺ったほうがよろしいと思うのです。

○政府委員(中村一成君) 最近におきまして、自然公園行政の中で特に問題となりましてやっておりますのが森林の問題、伐採の問題あるいは道路が植生等に及ぼす影響等が非常に大きな問題として各地で起こっております。たとえば、九州におきまます霧島屋久国立公園の屋久島におきまますところの屋久杉の伐採の問題とか、あるいは最近奥多摩町におきまますところの道路の建設に伴いますところの土砂によりまして川魚がいなくなるといふような問題、あるいはやはり奥多摩におきま

ところの森林の伐採の問題あるいは林道の計画が特別保護地区あるいはその付近を通ることによるところの高山植物の破壊の問題、こういういろいろなケースが最近起こっておりますけれども、そういうようなケースにつきましては、私どももいたしましては、関係の官庁並びに地方庁等とも連絡をとりまします。そういうことにつきましまして自然公園、特に自然公園の中の重要な部分につきましましては是正を求めるといふ措置をとっておりますが、最近におきましては、先ほどの大臣のお答えにもございましたとおり、そういう自然保護に関するところの考え方というものが非常に高まってまいりまして、だんだんいろいろなケースが改善をされておるといふふうに私も思っています。

○渋谷邦彦君 今度の場合は、国及び地方自治体、事業者また利用者と、それぞれの責任が示されているわけでありまして、とりわけこの中でも事業者にとつて汚水の排出というものが何といたしても焦点ではなからうかと思ひます。これはいろいろな法律に関係が出てまいります。その際に、先ほど問題になっておりましたが、とりわけ中小企業の汚水処理という問題が何といたしても急を要する、また解決を迫られる問題ではなからうかと私思ひるのであります。

この問題についての財政措置あるいは金融等の問題については、また明日あるいは明後日、公害防止事業団の理事長を参考人として私呼んでおりますので、また具体的にこまかく伺つていきたいと思ひるのであります。先ほど大臣は環境衛生金融公庫の話を出された。しかし、それで十分であるとはとうてい言えない、また政府関係金融機関というものがございまして、その方面からの融資も考えていきたい等々述べられましたけれども、公害防止事業団については、その業務内容、業務目的というもののから、あるいは合致しないせいか、あそこがわりあいに使われていない。確かに事業計画、また事業執行状況については、私も資料を持っておりますので、いささか理解をしている

つもりではございますが、設立以来、はたしてその目的にかなうような事業計画を持って、とりわけ中小企業に対する汚水処理のための金融措置というものを国でやってもらっているだろうかといふことがやはりここでもまた問題になるのではないかと申すのですが、もう一度その辺の問題ですね、公害防止事業団の状況等、これは簡単に知っている範囲で、これをもっと幅広く利用できないだろうか、おそらく汚水処理についてはもうたいへんな問題だと思ひます。国としては金が出ないというのですから、結局、事業者は何かの形で金融を受けて自分で処理していかなければならぬ。これはもうどうしようもない事態だろうと思ひます。そうしなせんと、一方では今度どういふとんどんきびしい規制で取り締まりが始まりますから、それではもう経済の自立というものをまた妨げることになりまして、その辺をどういふふうにかから臨路というものを、なかなかずく、金融財政援助という問題について切り開いていかれるのか。国として十分な手当てができれば、せめて税制措置の問題であるとか、そういうことも当然考えていただかなければならぬのではないかと。その辺はいかがでしょうか。足りないところはまた後日に譲りますから。

○国務大臣(内田常雄君) 公害防止事業団のこと、私は、さつき政府金融機関の中につけ加えて申し上げようと思つて、ここまで実は出ましたが、あれはいろいろ貸し出しについての条件等がございまして、はたしてそれがいけるかどうかという若干私は疑念を持ちます。でありますので、ことさら私は申しませんが、やれる場合にはもちろん、公害防止事業団がせつなくあります。厚生省、通産省の共同管理でございますから、活用いたしてまいりますようにいたしたいと思ひます。それらのことにつきましまして、もう可能な機関をできるだけよく組み合わせてやってまいりたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 きょうは、いままで伺つた答弁をもう一度整理をいたしまして、また後日に継続的

にお尋ねをしたい、こう思ひます。ただ、ただいま申し上げました公害防止事業団の今後のあり方というものにつきましては、大臣よりやはり責任ある御答弁を私はいただきたいと思ひし、それに伴つて現在の事業団法というものを改正する必要があるのではないだろうかといふこともございまして、その辺もひとつお含みの上、明日かあるいは明後日の質疑の際にお伺ひしたいと思ひますので、その点だけを申し上げて、私のきょうの質問は終わらしていただきます。

○喜屋武眞榮君 私は、特に自然公園法に関連して、沖繩のかかえておる問題について、幾つかの質問をいたしたいと思ひます。

まずその前に、今国会が公害国会であるといわれておるのとおり、聞けば聞くほど本土においては産業公害、企業公害でほんとうに憂慮にたえない問題が一ぱいあるといふことを私沖繩から参りまして、ひしひしと感じておる次第でございます。

ところで、その立場からの公害は、沖繩は、先ほども述べてくださったとおり、まさに処女地といつてもいいくらい、これからだと、ぼちぼち企業公害もいま憂慮されつつありますが、それは本土に比較して、まあ当面の問題となつておるのは二、三あるわけでございますが、全般的に申し上げましてこれからだ。今後の問題として、ころばぬ先のつえとしてこれを徹底的に完全に行きさせる、そういう方向に持つていくことによつて防止できると、こう思つておる次第でございますが、ところが本土では見られない——この前も私強調いたしました、いわゆる基地公害、基地があるがゆえに起こつておるところの公害、毒ガスの問題あるいはB52による爆音の問題、あるいは燃える井戸水の問題、それから基地の中の沖繩と言われている状態からかます外人犯罪の問題、この数々の問題が、まさに皆さんが論じておられる公害以上の深刻な不安と危険が日に毎日積み重なつてきておる、そういう状態でございます。そこで私たちは、このような沖繩を、七二年に向け

て完全復帰を待ちとる、いわゆる基地もない、毒ガスもない、B52もない、原潜入港による汚染もない平和な島沖繩を取り戻して、こういふ願いを持って絶えずそれを要求し、訴え続けているわけであります。皆さんもおっしゃるとおり、沖繩は空も海も自然もまことに美しい。この自然を、立地条件を私たちは復帰に向けて沖繩こそ東洋のナポリ、日本のナポリたらしめたい、こういふ願いを持っておるわけでございます。

そこで、琉球政府といたしまして、十カ年経済開発計画を打ち出して、その中にこの自然公園の問題も含まれておるわけでございますが、この自然公園の、いま琉球政府における自然公園法に基づいた県立自然公園が三つばかりいまあげられておるわけでございますが、このことはぜひ復帰に向けて、いま論ぜられておる国立公園、国定公園に沖繩を指定してもらいたい、こういうものがその中にも含まれておるわけであります。そこで政府としまして、その方向に向かって、いま具体的に計画を進めておるわけでありますが、ところで日本政府とされまして、七二年復帰に向けて最近加速度的にいろいろの立場からの調査がひんばんになっておるわけでございます。その場合に、琉球政府のこの計画と、日本政府の計画とが合わない形で一方的に調査を進めていくならば必ずそこに食い違いが出て、そして実現困難なことに際会しないとも限りません。そこで沖繩における立場からは、その自然の開発と、それから保護あるいはこれの利用、その三者がうまくかみ合っているべきと、先般来心配されておりますこの公害の問題にからみつきたい、こんなことになるわけでございます。

そこでお尋ねしたいことは、一問一答の形で時間をかけてお尋ねしたいと思っておりますが、だいたいお尋ねしておきますので、一応今回は問題を五、六問お尋ねいたしまして、それに対して、いま進められつつある調査実態の中でどのようにこれが具体化しておるのか、また考えられおるのであるか、そういう点を詳しくお答え

願いたい。

このように御要望いたしましたして、まず第一点は、日本政府の進められておる調査と琉球政府の計画とが常にその時点、時点で緊密な連絡提携のもとにかみ合せて調査が進められておるのであるかどうか、そのことを明らかにしていただきたいということが第一点。

第二点は、沖繩における国立あるいは国定公園などの自然公園に対する方針をどのように考え、計画をしておられるか、その方針を示してもらいたい。

第三点は、先ほどもちょっと出ました西表島を国立公園に指定して保護をはかるとともに、公園利用の促進をはかることは、沖繩側といたしましても望んでおることでございます。ところが、これによって西表島の開発、産業的な開発が島の人の生活を阻害することはないだろうかという、一面またその心配を持っているわけでございます。その面との、いわゆる開発と保護、利用の関連におけることに対するお考え。

第四回は、西表島を国立公園とした場合に、その利用促進のための施設はどのように整備する方針であられるか、そのことについてお聞かせ願いたい。

第五回は、西表島の人々は北部、北側の周回道路と縦断道路により西表島を周回することのできる道路の一日も早く完成してもらいたいことを望んでおるわけでありますが、厚生省の調査団は、縦断道路は原生林の破壊をもたらすので反対しておる、こういうことも聞かされておるのであります。このことに関する見解を伺いたい、これが第五点でございます。

次に第六回は、沖繩本島には、現在、先ほど申し上げました三つの政府立公園がございますが、自然公園としての整備が立ちおくれおるのも事実でございます。沖繩経済にとって観光収入、いわゆる復帰した暁、あるいは基地が撤収された基地経済に変わる経済開発として、第三次産業の観光というのを非常に重要産業の一つに考えておるわけでありますが、この観光収入は重要な位置を占めるとともに、沖繩の有する亜熱帯のすぐれた自然景観地は全国民にとつて、あるいは国際的にも貴重な野外レクリエーションの場を提供することになると確信いたしております。そこで自然公園としての整備に對し、何としても国の手厚い援助を行なつて整備の促進をはかるべきであると考えておりますが、どうお考えでありますか。

最後の第七回は、沖繩諸島の海岸は亜熱帯的なすぐれた景観を有し、特にサンゴ礁を中心とする海中は美しい美観を呈しておる。国際的にもそこに優秀であるということも聞かされておるのであります。この美しいサンゴ礁の発達したところが多いのでございます。これらのサンゴ礁の保護と利用及び漁業との調整をどのように両立させていくかということが非常に重大な問題であるわけであります。

以上の七つについて、まとめて御質問をいたしたわけでありますが、ひとつ一問一問、できるだけ時間の許す限り納得のいく、また県民にもその期待にこたえていただくよう、要望も兼ねまして私の質問を終わりたいと思つております。

よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(内田常雄君) まず喜屋武議員がこのたび沖繩から選出せられました、私が厚生大臣としてお答え申し上げること、まことにうれしく思います。

お尋ねの各点でございますが、これは沖繩の施政権が日本と一体になりました場合には、もちろんその自然公園法がそのまま適用を沖繩にされるので、現在ある沖繩の政府立公園法というものがそのまま吸収される。幸いいまの沖繩の政府立公園法というものは、わが国の自然公園法と同じ内容のもので聞いておりますので、その辺の問題はあるまいかと思つておりますが、そういう前提のもとに、厚生省から、本年に入りまして三月と十一月に現地の調査に關係の職員が参りました。その際、厚生省が単独で行動することなく、琉球

政府とも十分協議の上調査をいたしました。その辺に食い違いはないはずでございます。

ところで、今後の指定をどうするかということになります。いまの西表島の自然林あるいは周辺の海域なども調査の対象にいたしました。これはその結果に基づきまして、最近のうちに、つまり施政権の返還を待つことなく、いまの沖繩の政府立公園法に基づく政府立公園としてまず指定をしていただくような打ち合わせを進めるようにいたしております。と申しますのは、これはみなさんが御心配のように、施政権復帰を待つまでもなく、いまのうちに沖繩の法律でこれを指定しておかないと、その地域が非常に荒らされてしまつて、施政権復帰後、日本の自然公園法が施行されたときには、もう非常に姿の変わったようなことにならないように、いまの沖繩の法制をまず事前に活用しておくと、こういう趣旨でございますので、おかげになりました現在ある沖繩の三つの政府立公園のほかにもう一つか二つか政府立公園が近くふえると、こういうことに相なることと私は理解をいたしております。

なお、その際の指定につきましては、御懸念がございましたように、その地域の県民の生活を非常に阻害すると、奪うというふうなことになるのは、これはまた自然公園の趣旨が生かれませんので、島の人々の生活の実態にかんがみまして、それらの方々の生活を阻害しないように、十分沖繩の当局とも、現地とも打ち合わせをいたしまして、その辺のバランスには、つまり線引きあるいはいろいろの事項の制限等につきましては、注意をいたしてまいらなければならないと考えます。

それから第四番目の、これは新しく指定をされます場合のいろいろな施設の促進と申しますか、利用促進の方法でございますが、もちろん指定をいたします以上は、そのすぐれた景観、あるいはまた自然の環境が十分その人々のレクリエーションにもなり、また人々の心を慰めるといふようなやはり施設を同時に伴うようにいたしたいと考えてございまして、たとえば歩道でございますとか、あ

るいは国民宿舎のようなもの、これは国立あるいは
は沖繩政府立でつくるといふことになるわけでは
ございせん、おそくは地元の方公共団体
などに対する財政投融資というふうなことでやる
ことになるだろうと思ひますが、そういう国民宿
舎なんか等もあわせて整備をするように考えてま
いりたいと思つております。

それから周辺道路、なかんずくこの縦貫道路に
つきましては、風致と申しますか、自然環境の破
壊に關連して厚生省のほうで考え方もあるよう
でございますが、これは現地を見てまいりました公
園部長のほうからお答えをいたさせます。

それから六番目の、現在ある三つの政府立公園
については整備が立ちおくれおるといふことに
つきまして、今度はとにかく沖繩は日本と一体
になるわけでありまして、いまあるものにつぎ
ましても、新しくつくるものばかりでなしに、い
ろのさつき申しましたような線に沿つて必要な
整備を促進することにつきまして、これはまあ全
体の予算等の問題になりますので、これだけ取り
上げてというわけにはまいりませんが、山中國務
大臣のほうと十分相談をいたしまして対応策を
とつてまいりたいと思つております。

また、沖繩の諸島の海岸あるいは海中にすぐれ
たサンゴ礁等による景観地があることも等も私ども
のほうの調査をいたした者から報告を受けており
ますが、それらを、自然公園と申しますか、当
面、政府立公園に指定します際に、地元の漁業者
との調整の問題がもちろん出てくるだろうと思ひ
ます。これは本土における海中公園などの指定の
場合についても同じような問題があつたわけでご
ざいますので、沖繩につきましては、特に沖繩の
産業の特殊性にかんがみまして、単に自然の景観
を維持したりあるいは海中の自然環境を維持すれ
ばいいというだけの観点にとられず、地元の
漁業者等と十分に協議をいたして、そして地元
の方々の生計を阻害しないように、地元の方々の
業が成り立つような、そういう配慮のもとに措置
をいたしていかなければならぬと思ひます。漁業

権の問題、もちろん同じような趣旨で処置をいた
してまいりたいと思ひます。

○政府委員(中村一成君) 西表の道路の問題、お
尋ねでございますが、私も並びに自然公園審議
会の委員の方々が現地をごらんになりまして、西
表の道路の問題につきましては、こういうふう
に考えておるのでございますが、この点はもとより
今後琉球政府あるいは地元と調整を要するのじや
ないかと思ひますけれども、まず西表の島の方々
は、先生あるいは御存じかと思ひますけれども、
島の北部の回遊道路と、それから島の縦貫道路を
通しまして、そして西表島をぐるりと回ると
いったような道ができること、しかもそれを早期
に完成を望んでおられるのでございます。ところ
が、特にこの審議会の学者の方々のごらんになり
ましたところによりまして、西表の原生林
は照葉広葉樹林としては世界に誇るべきものであ
る、これはすばらしいものであるとして、この
地域を分断するような道路をつくりました場合に
おきましては、この原生林というものが非常に侵
される。しかもその侵され方が程度がひどい。原
生林であるがゆゑに、なおさらそういう道路をつ
くりました場合におけるその損害の程度がひ
どくなつてくるということ、それからもう一つ
は、中央におきましてその土質が砂質でござい
まして、くずれやすいという点がございまして、道
路のみならず、道路をつくつたその周辺がすつと
くずれていくといったような地質だそうござい
ます。しかしながら、北部のほうの回遊道路
は、これは周辺に農林業がございまして、開発も
されておる地域でございまして、それから地質的に
も非常に固いところであつて、道路をつくつても
効果があがる、建設も容易であるというふうなこ
とでございまして、政府の援助といたしましては、
まず北部の周辺を回るところの道路というものを
まず第一につくるべきである、こういう見解でござ
いました。島民の方の中央の縦貫道路との問題は、
これはそういう点におきましてなかなか調整がむ
ずかしい問題でございまして、これにつきまして

は、先ほども申しましたが、早急に調整をはかりた
い、こういうふうにご考慮を願つておる次第であり
ます。

○喜屋武眞榮君 最後に御要望を申し上げます。
いまお聞きいたしました、まあある程度安心も
し、また大きな期待も寄せるわけでありまして、
どうか沖繩県民が二十五年も求めずして切り離さ
れた犠牲と、その中で求めておるその気持ちとを二
十五年のこの空白を束にしていろいろの面におけ
る格差を是正してもらひ、なおプラスアルファを
もつて抱き取ってもらひることが当然の義務であ
るし責任である、こう思ふわけです。ところが
が、私たちが気がいたしますことは、これはたいへ
ん失礼な言ひかもしれませんが、アメリカの支
配下にあつていろいろの問題の堆積した中で、そ
してその間にある日本政府のまた関連において、
どうも幾たびかいわゆる艦にかいたもちみちよう
な計画案や理想案あるいはなだめ案が今日まで
聞かされてきたわけでございます。そこから起
る県民の不信感といふことが、今後は別であり
ますが、少なくともいままでの日本政府の沖繩に
対する、あるいはアメリカの施政権者としての態
度は、日本政府の言うこと、アメリカの言うこと
は、なつてみなければわからない、手にとつてみ
なければわからない、手放しで喜べるものではない
、こつぱな不信感がいつぱいあるということ
も事実であります。

どうかひとつこのすばらしい計画を一刻も早
く、一日も早く実現をしていただいて、単なる絵
にかいたものを見せられていつの日までもこれを
待ち望むといったような、このような形ではな
く、一刻も早くひとつ実現に移していただいて、
このようにやつてあげておるじやないか、こうい
う満足、喜びを与えてくださるよう、また日本
政府の義務と責任においてこたえてほしいといふ
ことを強く重ねて要望申し上げます。今後に期
待したい、こう思つております。よろしくお願
いいたします。

○委員長(佐野芳雄君) 大臣、よろしいですか。
○國務大臣(内田常雄君) はい。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本
案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(佐野芳雄君) この際、参考人の出席要
求についておはかりいたします。
廃棄物の処理法審査のため、同法審査中必
要に応じて公害防止事業団の役員を参考人とし
て出席を求めるとし、その人選、日時は委員
長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐野芳雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。
予備審査のための付託は十二月四日
一、廃棄物処理法案
一、自然公園法の一部を改正する法律案
一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
廃棄物処理法案
○(小字及び)は衆議院修正の部分
○の及び清掃に關する法律

目次
第一章 総則(第一条 第四條)
第二章 一般廃棄物(第五條 第八條)
第三章 産業廃棄物(第九條 第十四條)
第四章 雑則(第十五條 第二十四條)
第五章 罰則(第二十五條 第三十條)
附則
(目的)

第一条 この法律は、廃棄物を適正に処理し、及
び生活環境を清潔に
こと等により、生活環境の保全及び公衆衛生の
向上を図ることを目的とする。
(事業者の責務)
第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた

第一條 この法律は、廃棄物を適正に処理し、及
び生活環境を清潔に
こと等により、生活環境の保全及び公衆衛生の
向上を図ることを目的とする。
(事業者の責務)
第三條 事業者は、その事業活動に伴つて生じた

第一條 この法律は、廃棄物を適正に処理し、及
び生活環境を清潔に
こと等により、生活環境の保全及び公衆衛生の
向上を図ることを目的とする。
(事業者の責務)
第三條 事業者は、その事業活動に伴つて生じた

廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従ひ、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用くみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係る尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(市町村の処理)

第五條 市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従ひ指定する区域を除く)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場合を除く)及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場合を除く)は、政令で定める。あつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法(昭和 年法律第 号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができ、一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴ひ多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(一般廃棄物処理業)

第六條 前条第一項に規定する区域内において

は、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なつてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

4 第一項の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一項の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従ひ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

6 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物処理施設)

第七條 尿処理施設又はごみ処理施設(政令で

定めるところを設け、以下同じ)を設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。第十〇条及び第二十条第二項を除き、以下同じ)に届け出なければならない。ただし、当該尿処理施設が尿浄化槽である場合であつて、当該尿浄化槽に關し、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六條第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第八十八條第二項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 尿処理施設及びごみ処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という)は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(尿浄化槽清掃業)

第八條 尿浄化槽の清掃を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、厚生省令で定める基準に従ひ、尿浄化槽の清掃を行なわなければならない。

4 第六條第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十九条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(処理計画)

第十〇条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。

2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分場所その他産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見をきかなければならない。

(事業者の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を業として行なうことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場合)とすることができるものと定めた

産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く)に従わなければならない。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(地方公共団体の処理)

第十二条 都道府県及び市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、前条第二項の政令で定める基準とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

(産業廃棄物処理業)

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なうとする者は、当該業を行なうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、第十二条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(清潔の保持)

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようしなければならない。

15 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

16 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 第五條第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。

二 第五條第一項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。

三 第五條第一項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物を捨てること。

(不服申立て)

第二十四条 第七條第三項又は第十四條第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 第十一條第四項の規定による命令についての異議申立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にならなければならない。

五 福山正臣外二十九名

紹介議員 大橋 和孝君

ペーチェット病等難病群に対する国家的対策の立
遅れは、多くの社会問題をひきおこし、民生の不
安を醸成しているから、左記事項の実現を図られ
たい。

一、ペーチェット病対策について

1 十分な国家予算を計上し、研究費に対する

国家補助と、国によるリハビ

ンターの設立を実現すること

2 ベーチエツト病患者の治療

障に対する公費負担を図ること

二、ベーチエツト病を含む原因不

未確立による悲慘な疾患救済の

律を制定すること。

Age Group	U.S. should take action (%)	U.S. should not take action (%)
18-29	85	15
30-49	82	18
50-69	88	12
70+	92	8

第三〇〇号
昭和四十五年十一

ベーチエツト病患者救済等に関する

請願者 東京都目黒区中町

篠田順一郎

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二六二号と

100

第二六三號
昭和四十五年十二月

結核対策強化に関する請願（五通）

請願者 熊本県山鹿市小坂

八十四名

紹介議員
田中寿美子君

国会は、結核をなくすための日本

要求事項を十分に審議し、政府に

の強化を要望されたい。

一、^{もう}啓蒙並びに検診活動を強化する

二、要医療者の受療を促進すること

三、外来治療を充実させること。

四、入院患者に対する医療を充実

五、医療費の患者負担をなくし、

上の制限を撤廃すること。

六、入院患者とその家族の生活を保

七、必要な結核ベッドを確保し、

(continued)

ること。

八、医師、看護婦を増員すること。
九、リハビリテーションを強化し、回復者の生活費、職業、住宅を保障すること。
十、沖繩における結核対策を強化すること。

第三〇一号 昭和四十五年十一月三十日受理
結核対策強化に関する請願(四通)
請願者 熊本県菊池郡西合志町合生 坂本 一幸外四百十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第三六四号 昭和四十五年十二月一日受理
結核対策強化に関する請願(五通)
請願者 熊本市春日町三ノ六ノ三四 境純 子外百六十三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第三八四号 昭和四十五年十二月二日受理
結核対策強化に関する請願(三通)
請願者 熊本県下益城郡松橋町浦川内 坂 田一幸外四百三十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第四二〇号 昭和四十五年十二月三日受理
結核対策強化に関する請願(三通)
請願者 熊本市豊川一ノ八ノ五〇 河北常 記外三百六十八名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第二六九号 昭和四十五年十一月二十八日受理
廃棄物の処理及び清掃に関する法律要綱(案)に 関する請願
請願者 東京都千代田区三崎町二ノ二一ノ 一日本再生資源組合連合会内 石

井清蔵外十名

紹介議員 安井 謙君
廃棄物の処理及び清掃に関する法律要綱(案)を 左記のとおり訂正されたい。
一、第二総則的事項 1目的 この法律は廃棄物 の再生利用の実施並びに減量の適正に処理する こと等により、生活環境の保全及び公衆衛生の 向上に資することを目的とする。
二、第三家庭廃棄物の処理 2家庭廃棄物取扱業 (1)その区域を管理する市町村長の許可を受けな ければ、家庭廃棄物の収集、運搬又は処分を業 として行なつてはならない。但し現存の清掃業 者並びに資源回収業者については別途に考慮す るものとする。
三、第四産業廃棄物の処理 2産業廃棄物処理計 画の策定 (3)都道府県知事は、第一項の処理計 画を策定する場合には、あらかじめ地方公害対 策審議会並びに関係業界、廃棄物取扱業者の意 見を聞かなければならない。

理由

本法律案要綱(案)は、資源回収業の実情と業者の 既得権を認めず、法の運用面において廃棄物中か らの再生資源の集取扱いの権利をも奪うかのよ うな主旨が折り込まれている。全国十二万人余の 資源回収業者(家族、従業員を含めて百万人余) が家庭廃棄物並びに産業廃棄物の中からも再生可 能なものを収集する企業であることを認め、長年 にわたる企業経験と全国組織を持つ回収業者を取 り入れた法の活用ができるよう配慮されたい。

第三七一号 昭和四十五年十二月一日受理
廃棄物の処理及び清掃に関する法律要綱(案)に 関する請願
請願者 東京都千代田区三崎町二ノ二一ノ 一関東資源回収組合連合会内 藤 田庄太郎外十名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七四号 昭和四十五年十一月二十八日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市中ノ町四〇六伊丹市 役所内兵庫県市町村共済組合内 猪口勝外千三百五十六名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三〇七号 昭和四十五年十一月三十日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 石川県石川郡鶴米町大國町ク一四 〇 谷本与三三郎外二千八百六十 名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三五三三号 昭和四十五年十二月一日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡中主町大字野田 木 村左古太郎外九百二名
紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六二二号 昭和四十五年十二月一日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町一、〇五一 後藤通夫外三千五百二十四名
紹介議員 廣瀬 久忠君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六三三三号 昭和四十五年十二月一日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 長野県飯田市上川路三三三 塚平 清俊外千二百二十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八五号 昭和四十五年十二月二日受理
医療保険制度の改革に関する請願
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

請願者 茨城県結城郡八千代村大里一〇五 飯田照男外二千四百十四名
紹介議員 中村善四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二七号 昭和四十五年十二月三日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 長野県佐久市中込 依田勇雄外千 百二十四名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二八号 昭和四十五年十二月三日受理
医療保険制度の改革に関する請願
請願者 山口県美祢市大嶺町東分前川通 古川与六外七百八十二名
紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二八一号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府堺市上野芝町三ノ六八八 福岡得二外二百七十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二八二二号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 徳島市川内加賀須野 船田常一外 五百六十七名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一八三三三三号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願(二通) 請願者 大阪府東大阪市足代三ノ三二一 今 里昌行外千十一名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二八四号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府大東市津の辺一八ノ七 三
上昇外二十一一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二八五号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府松原市小川町三一ノ三四
泉南幸男外二百七十四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二八六号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪市東住吉区桑津町六ノ一七
金田茂外五十八名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二八七号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願(二通)
請願者 東京都品川区東五反田三ノ九ノ一
二大阪府浪速区森内 前田仙吉外八
百八十六名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二八八号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市内本町三ノ三四ノ四
七 堀江和彦外十名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二八九号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府茨木市東奈良二ノ二ノ一七
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

四 竹中治男外二十三名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九〇号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府住吉区帝塚山東四ノ三七
沢田嘉子外四十三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九一号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 北九州市小倉区屏賀坂町九組 上
島とよ外五百七十八名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九二号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市永和一ノ二二 佐
藤喜久雄外二十七名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九三号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府東淀川区新高北通三ノ三三
ノ九 近藤範子外二十三名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九四号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市御厨二五四 近藤
正文外二百七十四名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九五号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府生野区大友町一ノ七 三谷
秀治外十一一名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九六号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬二二二
津田明宏外二十四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九七号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市上坂部住の堂一九ノ
五 林本義人外二十五名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九八号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願(二通)
請願者 大阪府東大阪市新家三九一 米島
忠治外三百七名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二九九号 昭和四十五年十一月三十日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見台二ノ一C
八一九〇九 泉晴江外十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市松原町三ノ一ノ二
宇野米太郎外二百七十四名
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三〇六号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府高槻市川西町二ノ二九ノ一
一 宮本幸恵外二百七十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三〇七号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府住吉区遠里小野町二〇〇ノ
二 永井栄子外二百七十四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三〇八号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府住吉区山之内町二七八 中
川義治外二百七十四名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三〇九号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府堺市北三国ヶ丘町一ノ二ノ
二 太田平次外六十五名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三一〇号 昭和四十五年十二月一日受理
森永ミルク中毒被害児対策に関する請願
請願者 大阪府吹田市古江台四ノ一B一
九一三〇 近藤利夫外五十四名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三一一号 昭和四十五年十二月一日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府吹田市藤白台四ノ一ノ一
山本橋親外二十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三五二号 昭和四十五年十二月一日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府茨木市福井一、一一五 東
浦勉外十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三八〇号 昭和四十五年十二月二日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町倉垣 谷竜子
外二百七十四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三八一号 昭和四十五年十二月二日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府大東市灰塚六ノ一ノ六 山
瀬圭子外二百七十四名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三八二号 昭和四十五年十二月二日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府東淀川区十三南之町二ノ四
五ノ一四 鈴木健二外十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第四〇〇号 昭和四十五年十二月三日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘一ノ一一ノ
四 秀高旭外二百十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第四〇一号 昭和四十五年十二月三日受理

森永ミルク中毒被害見対策に関する請願

請願者 大阪府門真市大倉町二七八ノ三
川村健外百六十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第三一五号 昭和四十五年十一月三十日受理

国民健康保険改善に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
白田潔

紹介議員 羽生 三七君

国民健康保険に關し、左記事項をすみやかに実現
されたい。

一、事務費を實質全額国庫負担とすること。

二、療養給付の国庫負担率を四割から五割に引き
上げること。

三、乳幼児に対する医療費は、全額国庫負担によ
る十割給付とすること。

四、助産、葬祭、育児の給付は、実情に即した給
付額をもつて法定給付とし、全額国庫負担とす
ること。

第三三四号 昭和四十五年十二月一日受理

国民健康保険改善に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第四〇九号 昭和四十五年十二月三日受理

国民健康保険改善に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三一六号 昭和四十五年十一月三十日受理

国民健康保険保健婦に対する国庫補助基本額引上
げに関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
白田潔

紹介議員 羽生 三七君

国民健康保険保健婦の国庫補助基本額を保健所保
健婦に引き上げ、勤労意欲を増加せしめるとも
に国民の健康が増進される措置を講ぜられたい。

理由

一、保健婦に対する本年度国庫補助基本額は、国
民健康保険保健婦については五十三万六千二百
六十四円、保健所保健婦については八十一万三
千八百五十二円で、二十七万七千五百八十八円
の差があり、さらに、保健所保健婦には期末、
勤勉、寒冷手当等の諸手当に対する国庫補助
金が加算交付され、大きな差額が生じている。

二、国民健康保険は貧困な市町村の財政を脅かし
ており、かつ、保健婦の勤労意欲を著しく阻害
している。したがって本県の国民健康保険保健
婦の充足率は五十二パーセントにとどまり、国
民の健康保持に多大な障害を与えている。

第三三五号 昭和四十五年十二月一日受理

国民健康保険保健婦に対する国庫補助基本額引上
げに関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第四一〇号 昭和四十五年十二月三日受理

国民健康保険保健婦に対する国庫補助基本額引上
げに関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三一八号 昭和四十五年十一月三十日受理

旧満州開拓団犠牲者遺族に対する特別弔慰金制度
確立に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
白田潔

紹介議員 羽生 三七君

旧満州開拓団犠牲者の遺族に対する特別弔慰金制
度を確立されたい。

理由

旧満州開拓団の犠牲者は、国策の強い要請にこた
え、厳しい自然の地に渡つたが、敗戦という運命と
ともに悲惨な死を遂げたのであるが、これら犠牲
者の遺族に対してはなんらの援護措置がとられて
いない。

第三三七号 昭和四十五年十二月一日受理

旧満州開拓団犠牲者遺族に対する特別弔慰金制度
確立に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第四一二号 昭和四十五年十二月三日受理

旧満州開拓団犠牲者遺族に対する特別弔慰金制度
確立に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三一八号と同じである。

第三一九号 昭和四十五年十一月三十日受理

旧満州建設勤労奉仕隊犠牲者遺族の援護措置に關
する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会内
白田潔

紹介議員 羽生 三七君

旧満州建設勤労奉仕隊犠牲者遺族の援護措置をす
みやかに講ぜられたい。

理由

太平洋戦争末期に、国策の強い要請によつて本県の若い子女の多数が満州建設勤労奉仕隊として渡満し、終戦混乱時に防備のないこれらの隊員は病魔、虐殺、自決等悲惨な最後をとげたのであるが、戦後二十五年を経た今日、これら犠牲者遺族に対してはなんら援護措置がとられていない。

第三三八号 昭和四十五年十二月一日受理

旧満州建設勤労奉仕隊犠牲者遺族の援護措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 尾崎秀男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。

第四一三三号 昭和四十五年十二月三日受理

旧満州建設勤労奉仕隊犠牲者遺族の援護措置に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議院内 戸塚一

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三一九号と同じである。

第三六五号 昭和四十五年十二月一日受理

患者給食の大幅改善に関する請願(三通)

請願者 京都府宇治市五ヶ庄三富割三七 山本勉外二百四十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三八三三号 昭和四十五年十二月一日受理

患者給食の大幅改善に関する請願(四通)

請願者 京都市南区西九条御幸田町一九 鈴木ミキ外五百八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

昭和四十六年一月九日印刷

患者給食の大幅改善に関する請願(二通)

請願者 愛知県東海市加木屋町鈴井田二七 〇一 清永正外二百五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三九四四号 昭和四十五年十二月二日受理

管理美容師制度に関する請願(五通)

請願者 大阪府大東市新田本町二六アイ美 容室内 田中喜代子外四名

紹介議員 村尾 重雄君

美容師法の矛盾点を究明し、疑惑に満ちた財団法人日本理容美容協会の機構や運用をただし、既存業者の「既得権侵害の排除」、「指定講習会の受講拒否」の主張実現を図るよう早急に、本法を改正されたい。

理由

管理美容師制度がもたらした幾多の矛盾のなかで、指定講習制をめぐる、既存業者の営業権を不当におびやかすという「店舗閉鎖」の命令を適用する罰則条項は、既得権侵害をとまう非常な圧力として、業界では大きな反響をよんでいる。(大阪美環同組)の決議添刷)

昭和四十六年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局